

福井しあわせ元気国体 記録業務基本計画

第 7 3 回国民体育大会（以下「国体」という。）の競技記録および競技運営に関する情報（以下「競技記録等」という。）の収集・速報および総合成績算出に係る業務（以下「記録業務」という。）については、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「市町委員会」という。）および関係競技団体が連携して円滑に業務を推進するため、「国民体育大会開催基準要項」および「同細則」に基づくとともに、この基本計画により実施する。

1 対象競技

国体における正式競技および特別競技とする。

2 記録本部

県委員会および市町委員会は、記録業務の円滑な推進を図るため、それぞれ記録本部を設置する。

(1) 競技会場記録本部

市町委員会および関係競技団体は、実施競技に関する競技記録等の処理および発表をし、県委員会へ送信するための競技会場記録本部を設置する。また、複数の会場で実施される競技については、各会場の競技記録等を取りまとめるための競技記録集約会場を決定する。

(2) 県記録本部

県委員会は、全競技の実施状況、競技記録等の収集および発表をし、都道府県総合成績を算出するため、県記録本部を設置する。

3 業務内容

(1) 競技会場記録本部

① 競技記録等の決定

競技会場記録本部は、競技の実施状況を把握し、競技記録等を取りまとめるとともに、競技別総合成績を決定する。

② 県記録本部への送信

競技会場記録本部は、競技記録等および競技別総合成績を県記録本部へ送信する。

③ 競技会場における競技記録等の発表

競技会場記録本部は、競技記録等および競技別総合成績を競技会場において発表する。

④ 競技記録集約会場

集約会場に決定された競技会場記録本部は、その他の競技会場の競技記録等および競技別総合成績を取りまとめ、県記録本部へ送信するとともに発表する。

(2) 県記録本部

① 競技記録等の収集

県記録本部は、全競技の競技記録等および競技別総合成績を競技会場記録本部または競技記録集約会場から収集する。

② 競技記録等の発表

県記録本部は、全競技の競技記録等および競技別総合成績を発表するとともに、記録・成績等に関する照会に対応する。

③ 都道府県総合成績の算出・発表

県記録本部は、収集した競技記録等および競技別総合成績から、都道府県総合成績を算出し、発表する。

4 記録システム

県委員会は、競技記録等および競技別総合成績の収集ならびに都道府県総合成績の算出および発表を正確かつ迅速に処理するため、次の記録処理システムを構築する。

- (1) 競技記録等および競技別総合成績を競技会場記録本部または競技記録集約会場から県記録本部へ速やかに送信できるシステム
- (2) 競技記録等および競技別総合成績から、速やかに都道府県総合成績を算出できるシステム
- (3) 競技記録等および競技別総合成績ならびに都道府県総合成績を速報できるシステム

5 その他

- (1) 公開競技の記録業務
競技記録等は、中央競技団体が県委員会へ報告する。
- (2) デモンストレーションスポーツの記録業務
競技記録等は、市町委員会が県委員会へ報告する。
- (3) この基本計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。